

## 24 交通安全に関する規定

### 趣旨

現在の交通事情をみるとき交通道德を守り道路交通における危険を未然に防止し、自他の生命の安全を図ろうとすることは全ての人々の責務である。

高校生のバイク、自動車等における交通事故が多発しているが、本校の生徒についても同様に緊急の問題として懸念される場所である。

人命尊重の精神、交通道德の涵養、安全の習慣の育成を目的とし、遵守事項として次の事項を定める。

### 1 自転車に関して

自転車通学は許可登録制とし、特殊な仕様車は禁止とする。

自転車通学生は、常時点検整備・施錠等を施行し、必ず本校のステッカーを貼付すること。

また、左側一列走行とし、二人乗り・傘差し運転・無灯火運転等、交通ルールやマナーを遵守すること。

#### (1) 自転車通学の申請について

① 新入生は自転車通学許可申請書を提出する（3年間継続）

職員室に常備 担任→生徒部の係

② 通学自転車の変更の場合は①の手続きをする。

#### (2) ステッカーの貼付

① 通学自転車には目立つ個所に必ずステッカーを貼付する。

② ステッカーを紛失した場合にも(1)②の手続きをする。

#### (3) 自転車点検

① 年1回自転車点検を各自業者に依頼する。

② 自転車点検確認書を提出する。

1学年は(1)①自転車通学許可申請書に兼ねる。

2・3学年は年度初めに提出する。

#### (4) 交通講話（年1回実施）

① 校内において50分の講話を全学年に聞かせる。

② 講師は大河原警察署に依頼する。

#### (5) 街頭指導 生徒指導部の係で計画

交通マナーについてはその場で直接指導する。

#### (6) 交通事故の処理について

① 本人（保護者）→担任→係→教頭・学年主任

② 事故報告書の提出

担任→生徒部の係

#### (7) 学校の指導に従わない場合は、通学の取消や特別指導の対象とする。

### 2 原動機付き自転車・自動二輪車に関して

#### (1) 原動機付き自転車（以下バイクという）の免許取得について

① 取得できる免許は、原付免許のみとする。

② 免許の取得は許可制とし、原付免許取得許可願により校長に願い出るものとする。

(通学以外の目的の免許取得は禁止する。)

- ③免許試験は、通常の授業日には受験しないこと。
- ④通学条件等要相談については個別に対応する。
- (2) バイク通学について
  - ①手続きについて
    - 1)バイク通学希望者は、バイク通学許可願を提出し校長の許可を得ること。
    - 2)バイク通学希望者は、任意保険に加入すること。
    - 3)バイク通学を許可された者は、誓約書を校長に提出すること。
  - ②許可を受けた者の遵守事項
    - 1)交通法規および本校のバイク規定を遵守すること。
    - 2)バイクは通学以外の目的で使用しないこと。
    - 3)学校指定のステッカーを車体後方とヘルメット後部に貼付すること。
    - 4)ヘルメットはフルフェイス型を着用すること。
    - 5)学校で実施するバイク実技講習会に必ず参加すること。
    - 6)バイクの改造は絶対にしないこと。
    - 7)バイクの貸借は絶対にしないこと。
    - 8)他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。(並列走行、集団走行、暴走行為など)
    - 9)バイク乗用時は安全運転に適した服装にすること。
    - 10)校地内を走行する際は徐行運転すること。ただし、生徒昇降口周辺では下車しバイクを押して移動すること。
    - 11)交通違反、交通事故を起こしたときは、速やかに報告すること。
  - ③上記の遵守事項に違反または交通事故を起こした場合、特別指導やバイクの使用および通学を禁止することもある。
  - ④暴走族への加入や重大な法令違反(飲酒運転、あおり運転など)については、県立高等学校学則に基づき懲戒処分を行うこともある。
- 3 普通自動車に関して
  - (1) 普通自動車の免許取得について
    - ①自動車学校の通学は進路決定(合格ないし内定)後からとする。  
ただし、後期中間考査以降は、進路未決定者も通学可とする。
    - ②自動車学校通学の届出を提出する。
    - ③仮免許検定・卒業検定の受検については、授業等に支障のない日に受験すること。
  - (2) 免許取得後
    - ① 担任に免許取得の報告をする。
    - ② 卒業までは車での通学は禁止とする。
  - (3) 違反者等に対する指導について  
学校の指導に従わない場合は、通学の停止・取消や特別指導の対象とする。
  - (4) その他
    - ①自動車学校への通学や送迎については保護者の責任とする。
    - ②免許取得後の車の運転については保護者の責任とする。